

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第21号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例（昭和35年聖籠町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第6条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。